

○ 宇都宮市資源物の集団回収に関する報償金等交付要綱

平成12年3月31日
告示第143号

(趣旨)

第1条 市の交付する資源物集団回収報償金及び資源物回収事業補助金（以下「報償金等」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22条。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、資源物の集団回収を市民の自主事業として実施している団体又は集団回収により集められた資源物を回収する業者に対し、資源物集団回収報償金（以下「報償金」という。）又は資源物回収事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、資源物回収活動の活性化を図り、もって一般廃棄物の減量と資源の再利用を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「資源物」とは、家庭から排出される一般廃棄物のうち古紙、空きびん、金属類、布類、その他資源として再利用が可能なものをいう。

(交付対象者)

第4条 報償金は、資源物の集団回収を実施している団体で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものに対し交付するものとする。

(1) 市内に住所を有するもので営利を目的としないこと。

(2) 資源物の集団回収を定期的に行っていること。

2 補助金は、集団回収により集められた資源物を回収する業者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものに対し交付するものとする。

(1) 宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第1条の4に定める指定回収者であること。

(2) この要綱に定める資源物のすべてもしくは一部を回収し、及び売却することが可能であること。

(報償金等の額)

第5条 報償金の額は、回収した資源物の重量1キログラムにつき7円とする。

2 補助金の額は、回収した資源物の重量1キログラムにつき1円とする。

3 前2項の報償金等の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付対象期間)

第6条 補助金の交付対象となる期間は、新聞紙の市況価格が重量1キログラムにつき9円に達した日の属する月までとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、報償金等の交付について必要な事項は、別に定める。

制定文 抄

平成12年4月1日から適用する。

改正文（平成14年9月24日告示370号） 抄

平成14年10月1日から適用する。

改正文（平成17年3月31日告示170号） 抄

平成17年4月1日から適用する。

改正文（平成19年4月1日告示192号） 抄

平成19年4月1日から適用する。

改正文（令和3年3月31日告示122号） 抄

令和3年4月1日から適用する。

改正文（令和6年3月25日告示82号） 抄

令和6年4月1日から適用する。令和6年3月31日までに集団回収を実施したものについては、なお従前の例による。